

交流・文教ゾーン公園基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、交流・文教ゾーン公園基本設計業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる事業者の選定を行うことから、実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

交流・文教ゾーン公園基本設計業務

(2) 業務内容

交流・文教ゾーン公園基本設計業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年12月20日まで

3 提案見積限度額

10,384,000円（消費税および地方消費税の額含む。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

	内容	日程
①	公告（公募および質問受付開始）	令和6年5月8日（水）
②	質問書の提出期限	令和6年5月29日（水）午後5時まで
③	質問書の回答	令和6年5月31日（金）
④	参加申込書兼誓約書等の提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時まで
⑤	企画提案届出書等の提出期限	令和6年6月19日（水）午後5時まで
⑥	プレゼンテーション審査	令和6年7月5日（金）
⑦	審査結果の通知	令和6年7月上旬

※上記スケジュールは現時点での予定であり、状況により変更する場合がある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の項目を全て満たす者とする。なお、参加申込書兼誓約書等提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和6年度竜王町入札参加資格有資格者名簿「建設コンサルタント」に登録されている者であること。
- (3) 平成15年度から令和5年度までの間において、同種または類似業務に係る官公庁から

の受託実績を有し、かつ、その業務に従事した実績を有する者を本業務の管理技術者として配置できる者であること。

(4) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間において、竜王町建設工事等指名停止基準（平成 17 年竜王町告示第 1 号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者およびその開始決定がされている者

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

(7) 竜王町暴力団排除条例（平成 23 年竜王町条例第 21 号）第 6 条に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

7 説明会

開催しない。

8 質問書の提出

(1)	提出書類	プロポーザルに関する質問書【様式 1】
(2)	提出期限	令和 6 年 5 月 29 日（水）午後 5 時まで
(3)	提出先	「18 問合せ先」の担当課
(4)	提出方法	電子メールによる。 ・メール件名（タイトル）は「【会社名】交流・文教ゾーン公園基本設計業務プロポーザルに関する質問書」とすること。 ・提出後、「18 問合せ先」の担当者宛に電話で受信確認を行うこと。 ・ <u>口頭による質問は受け付けないものとする。</u> ・質問がない場合、質問書の提出は不要である。
(5)	回答方法	提出された質問書については、質問回答書として取りまとめ、令和 6 年 5 月 31 日（金）までに、町ホームページにて回答する。なお、回答にあたり、質問者の社名、名称等は明らかにしない。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに電子メールにて回答するものとする。
(6)	留意事項	提出期限までに提出書類が到着できないものは無効とする。

9 プロポーザル参加申込書兼誓約書等の提出

(1)	提出書類	①プロポーザル参加申込書兼誓約書【様式 2】 ※代表者印を押印すること ②会社概要書【様式 4】
-----	------	--------------------------------------------------------

		③業務実施体制表【様式6】 ④管理技術者の経歴表【様式7】 ⑤主担当者の経歴表【様式8】 ⑥業務受託実績書【様式9】
(2)	提出部数	1部
(3)	提出期限	令和6年6月5日(水)午後5時まで
(4)	提出先	「18 問合せ先」の担当課
(5)	提出方法	郵送または持参による。 ・郵送の場合は、提出期限を必着とし、封筒の表に「交流・文教ゾーン公園基本設計業務プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。なお、「18 問合せ先」の担当者に電話で到着確認を行うこと。 ※郵便事故等については提出者のリスク負担とする。 ・持参の場合は、役場閉庁日(土、日、祝日等)を除く平日の午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までに「18 問合せ先」の担当課に提出すること。
(6)	確認結果	提出された参加申込書等により参加資格について確認を行い、令和6年6月7日(金)までに電子メールにより確認結果を通知する。なお、参加が認められなかった場合は、結果通知にその理由を付すが、異議申立ては受け付けられないものとする。
(7)	留意事項	・提出期限までに提出書類が到着できないものは無効とする。 ・提出されたすべての書類は返却しない。 ・提出後の書類の差替、追加および削除は認めない。
(8)	参加辞退	プロポーザル参加申込書兼誓約書【様式2】の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届【様式3】1部を「18 問合せ先」の担当課まで提出(郵送または持参)すること。

10 企画提案届出書等の提出

(1)	提出書類	①企画提案届出書【様式5】 ※代表者印を押印すること ②企画提案書【任意様式】 ※「11 企画提案書の内容」に留意するとともに、原則A4版で作成し、文字サイズは12ポイント以上とすること。 ③業務工程表(フローチャート、スケジュール等)【任意様式】 ④業務実施体制表【様式6】 ※プロポーザル参加申込の際に提出したものと同内容とすること。 ⑤管理技術者の経歴表【様式7】 ※プロポーザル参加申込の際に提出したものと同内容とすること。 ⑥主担当者の経歴表【様式8】 ※プロポーザル参加申込の際に提出したものと同内容とすること。 ⑦業務受託実績書【様式9】 ※プロポーザル参加申込の際に提出したものと同内容とすること。 ⑧提案見積書【様式10】
-----	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		※代表者印を押印すること。
(2)	提出部数	①および⑧：1部 ②～⑦：11部 ※提出書類のデータ（Word、PDF等）を格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚を併せて提出すること。
(3)	提出期限	令和6年6月19日（水）午後5時まで
(4)	提出先	「18 問合せ先」の担当課
(5)	提出方法	郵送または持参による。 ・郵送の場合は、提出期限を必着とし、封筒の表に「交流・文教ゾーン公園基本設計業務プロポーザル企画提案届出書在中」と朱書きすること。なお、「18 問合せ先」の担当者に電話で到着確認を行うこと。 ※郵便事故等については提出者のリスク負担とする。 ・持参の場合は、役場閉庁日（土、日、祝日等）を除く平日の午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までに「18 問合せ先」の担当課に提出すること。
(6)	留意事項	・提出期限までに提出書類が到着できないものは無効とする。 ・提出されたすべての書類は返却しない。 ・提出後の書類の差替、追加および削除は認めない。 ・ <u>企画提案（見積り）は1者につき1案とする。</u> ・町が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。
(7)	参加辞退	企画提案届出書【様式5】の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届【様式3】1部を「18 問合せ先」の担当課まで提出（郵送または持参）すること。

11 企画提案書の内容

企画提案書については、以下の内容を網羅するとともに、自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案とすること。

(1) 公園整備に係るコンセプトおよび基本方針

ア コンセプト

竜王町コンパクトシティ化構想に基づく中心核整備において、交流・文教ゾーンの整備をリーディングプロジェクトに位置付け、小学校、こども園、コミュニティセンター等の公共施設の集約化を計画している。

本構想では、「健康で多世代が交流できるにぎわい空間の創出」および「安全安心な防災機能の向上」等为目标としており、その達成のため、交流・文教ゾーン内に公園整備を行う。

整備にあたっては、多世代から多種多様な意見を取り入れ、交流・文教ゾーンの公園として、多世代の交流が図れ、周辺施設との連携や町民のコミュニティ形成を図ることができ、かつ、災害時における避難場所となることから、防災機能・設備を有し、平時は防災を身近に感じ、防災力を高めるための学習の場となる公園とする。

イ 基本方針

① いつでも自由に利用できる、人々の集うにぎわいのある公園づくり

- ・人々が集う活気あふれる交流の場となるよう、イベント等を開催し、にぎわい創出

の場としての公園づくりを目指す。

- ・多世代にわたる多様な交流の生まれる空間、多様な人々の憩いの場となるような空間づくりを目指す。

② 周辺施設等と連携した公園づくり

- ・交流・文教ゾーンの公園としてゾーン内の各施設や周辺施設等と連携し、各施設の特性や機能を活かしながら利活用が図れる公園づくりを目指す。

③ 災害時に対応した公園づくり

- ・指定避難場所となる竜王小学校を中心とし、交流・文教ゾーン全体として防災機能を高める公園づくりを目指す。

④ ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインに配慮した公園づくり

- ・多様な人々の快適性や利便性を高めるとともに、多様性への理解を深め、地域や社会とのつながりを広げていける公園づくりを目指す。

⑤ 環境に配慮した公園づくり

- ・クリーンエネルギーの活用や雨水利用など、環境に配慮した公園づくりを目指す。

(2) その他

- ・全体工事費は3億円（消費税および地方消費税含む。）を上限とし、全体工事費および内訳を示して提案すること。なお、仕様書に定めるとおり公園整備に伴う全体工事費は、本業務における設計内容により決定するものである。
- ・平時の利用、災害時の利用を提案するとともに、災害時の利用を想定した、防災機能・設備を提案すること。
- ・公園内にシンボルとなる施設、空間等を提案すること。なお、完成後の維持管理を踏まえた提案とすること。
- ・仕様書に定めるワークショップの実施方法および多世代から多種多様な意見を取り入れる手法を提案すること。

12 企画提案の無効

- (1) 本プロポーザルに対して、2案以上の企画提案（見積り）をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 提案見積書に関して、桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされたとき。
- (5) 提案見積限度額を超過しているとき。
- (6) その他本実施要領に違反しているとき。

13 プレゼンテーション審査

企画提案書等に基づき、公正かつ厳正に書類審査およびプレゼンテーション審査を実施し、受託候補者を選定する。

(1)	日程	令和6年7月5日（金） ※詳細な時間は別途通知するが、 <u>提案事業者が多い場合等については、日程を変更する場合がある。</u>
(2)	場所	竜王町役場 総合庁舎3階 大会議室
(3)	時間構成	原則1者あたり20分以内のプレゼンテーション ※提案事業者が多い場合は、実施時間を短縮する場合がある。 ※説明後、10分程度の質疑を行う。

(4)	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案説明および質疑に対する回答は、原則、本業務に従事する主担当者が行うこと。 ・提案者の出席者は3名以内とする。 ・原則、企画提案書の記載順に説明すること。 ・電源、テレビモニター（70インチ、HDMI入力可）は町で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は提案者が持参すること。 ・プレゼンテーション審査は非公開とする。
-----	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

14 評価

次の選定評価基準により評価するものとする。

- (1) 審査委員1名あたり100点満点とし、各委員の採点合計点が最も高い者を受託候補者とし、次に合計点の高い者を次点者とする。
- (2) 採点合計点が同一の場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 業務企画評価の得点が高い者を上位とする。
 - イ アが同点の場合は、業務遂行評価の得点が高い者を上位とする。
 - ウ イも同点の場合は、各審査委員から意見を聞き、順位を決定する。
- (3) 最低基準点は60点×審査委員数とし、当該最低基準点を下回る場合は、受託候補者として選定しない。
- (4) 提案事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとし、最低基準点を満たした場合は、受託候補者とする。
- (5) 評価項目、評価内容および配点は次のとおりである。

評価項目	評価内容	配点
業務企画評価	・提案者のアピールポイント	50点
	・業務の基本的な考え方・提案のポイント	
業務遂行評価	・業務工程管理	30点
	・業務実施体制	
	・主担当者の経歴	
	・類似業務実績	
その他	・追加提案、熱意等	10点
事業費評価	10点×（全提案中最低提案見積金額）／（当該提案者の見積金額）	10点
合計		100点

15 審査結果

- (1) 令和6年7月上旬にプレゼンテーション審査を受けた全ての提案事業者に文書にて通知する。なお、審査結果は、町ホームページにおいても公表する。
- (2) 審査結果に対する一切の事項についての質問、異議申立ては受け付けない。

16 契約の協議および締結

- (1) 受託候補者の決定後、速やかに受託候補者と委託契約締結に向けた協議を行い、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

- (2) 町と受託候補者の協議が不調となり契約締結ができなかった場合は、次点者と委託契約に向けた協議を行うものとする。
- (3) 契約を締結するまでに「6 参加資格」を満たさなくなる場合等、著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、契約を締結しない場合がある。

17 その他（全体に係る留意事項）

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用の一切については、全て参加者（提案事業者）の負担とする。
- (2) 提出期限までに提出書類が到着できないものは無効とする。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 提出後の書類の差替、追加および削除は認めない。ただし、プロポーザルに関する質問書【様式1】は除くものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求がなされた場合は、竜王町情報公開条例（平成14年竜王町条例第31号）に基づき公開について判断する。

18 問合せ先

- (1) 担当課 竜王町中心核整備課
- (2) 担当者 徳田（トクダ）、山本（ヤマモト）
- (3) 所在地 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
- (4) 連絡先 TEL：0748-58-3717
FAX：0748-58-5050
E-mail：chushin@town.ryuoh.shiga.jp